参考様式第５－１号

農総第１１５４号
令和６年１月３０日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長　下鶴　隆央

市町村名 （市町村コード）	鹿児島市 （462012）
地域名 （地域内農業集落名）	本名前 （飯山・中原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 （第１回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・当地区は水田地帯であり水稲栽培が盛んである。
・地域内の水田は、ほぼ基盤整備が完了しているが、完了から30年以上経過しているため、迫によっては排水の悪い水田が多い。そのため中心経営体への集約は容易ではない。
・一部耕作放棄地となっており、中心経営体による生産が行われていない状況である。
・10年後の意向が売りたい・貸したいの農地が1.32haあり中心経営体の引き受け意向とのマッチングが課題であり、今後これら農地の維持及び有効活用が課題である。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・今後も水稲栽培を行う。
・農業委員と連携をとり、離農や規模縮小などについて地域からの情報等の把握に努め、地区内の中心経営体のほか、地区外の水稲を生産している中心経営体やそれ以外の規模拡大を希望する後継者などに斡旋等を進め、担い手への集積・集約化を図っていく。
・中心経営体（畜産農家）の規模拡大の希望があるため、飼料作物等の栽培を勧める。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	15.48　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.48　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地（山林化等）以外の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する農業者の農地周辺に集約を行う。
（２）農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し出し意向があった場合、農地バンクによる集約を検討する。
（３）基盤整備事業への取組方針
地域内はほぼ基盤整備が完了しているため、しばらくは基盤整備事業を実施する予定はないが、用水路や排水路の整備については関係機関と連携し保全に努める。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
普通期水稲での吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①補助事業等の活用により電気柵の導入等を進めつつ、適正な使用を行うことで、有害鳥獣侵入被害を防止する
②⑨収穫後の稲わらを畜産で利用し、堆肥を水田に施用する耕畜連携の推進を図る。
⑦市道、農道等被害防止のため、関係機関と連携し、被害防止策を検討する。